**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍名古屋市昭和区広路町字石坂一三番地一、最後の住所名古屋市昭和区広路町字石坂一三番地の一ルイシャトレ八事石坂二〇一号
被相続人　亡　五味　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
名古屋市西区城西一丁目四番七号寺澤綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　箕浦　祐介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県豊橋市西高師町字沢向九四番地五、最後の住所愛知県豊橋市西高師町字沢向九四番地の五　被相続人　亡　内藤　建次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
愛知県豊橋市前田南町一―一―一タワーレジデンスHADA二〇六
相続財産管理人　弁護士　鈴木　正純

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都府舞鶴市字引土七一三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岩崎　靜枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
京都府舞鶴市字南田辺四〇番地四
相続財産管理人　弁護士　小林　義和

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県岡山市北区建部町下神目一四三三番地、最後の住所大阪府吹田市千里山高塚二二番一号　被相続人　亡　宮内　昭雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階
相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府堺市西区平岡町一八三番地三九、最後の住所大阪府堺市西区浜寺石津町東四丁一二番六号　被相続人　亡　湯川　波子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
大阪市中央区難波三丁目七番一二号GP・GATEビル七階
相続財産管理人　弁護士　川瀬まやな

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県尼崎市南塚口町三丁目九番、最後の住所兵庫県尼崎市南塚口町八丁目一一番一三号　高谷文化二〇二
被相続人　亡　仲宗根太志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号ゆとり生活館AMIS五階
相続財産管理人　弁護士　中園江里人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍和歌山県橋本市古佐田二丁目二六一番地、最後の住所和歌山県橋本市古佐田二丁目七番七―四〇七号　被相続人　亡　小林　久泰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所和歌山県橋本市東家一丁目一番一五号ファーサードビル二階　紀北はしもと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀江　佳史

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍島根県出雲市大島町二〇一番地、最後の住所島根県出雲市大島町二〇一番地
被相続人　亡　藤田　育子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
島根県出雲市渡橋町四三五番地一大賀良一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大賀　良一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県美作市野原二〇五番地、最後の住所岡山県美作市野原二〇五番地
被相続人　亡　小松　恒夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所岡山県美作市古町一六五四番地
相続財産管理人　司法書士　松本　和夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長崎県長崎市西出津町二九九一番地、最後の住所長崎県長崎市樫山町一四七〇番地特別養護老人ホーム三重の里
被相続人　亡　濵﨑　アヤ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
長崎県長崎市興善町二番三一号太陽生命長崎ビル二階福田・木下総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　朝日　俊雅

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮崎県串間市大字大納一七八九番地、最後の住所宮崎県日南市岩崎一丁目八番一二―三〇一号　被相続人　亡　中島　康信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所宮崎県宮崎市旭一丁目六番三〇号新井ビル二階新井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　新井　貴博

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県鹿児島市錦江台二丁目二七番、最後の住所鹿児島市錦江台二丁目二七番一七号　被相続人　亡　加治屋　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所鹿児島市新栄町二七番一四号河合総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河合　利弘

## 第４期決算公告

平成30年3月1日　　東京都港区新橋２丁目２番９号

**ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社**

代表取締役　藤村　　隆

**貸借対照表の要旨**（平成29年12月31日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 440 | 流動負債 | 9 |
| 固定資産 | 41 | 固定負債 | 5 |
| | | 株主資本 | 466 |
| | | 資本金 | 200 |
| | | 資本剰余金 | 200 |
| | | 資本準備金 | 200 |
| | | 利益剰余金 | 66 |
| | | その他利益剰余金 | 66 |
| | | （うち当期純利益） | (0) |
| 資産合計 | 481 | 負債・純資産合計 | 481 |